

○南島原市共同墓地給水装置工事補助金交付要綱

南島原市共同墓地給水装置工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域住民が管理する共同墓地において、地域住民が給水装置を設置する場合において、予算の範囲内において、共同墓地給水装置工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35条）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象墓地)

第2条 給水装置工事の補助の対象となる共同墓地は、次に掲げる要件を満たすもので、南島原市共同墓地水道料金助成要綱（平成23年南島原市告示第44号）に基づく助成の対象となる墓地とする。

(1) 当該共同墓地の利用が5戸以上のもの

(2) その給水装置の設置目的が墓地への献花用、清掃用等墓地での通常考えられる使用に限られるもの

(補助の基準)

第3条 給水装置工事の補助は、次に定めるとおりとする。

(1) 当該墓地への給水装置の設置が初めてのものに限る。

(2) 給水装置工事は、本管の分水から量水器の直近の給水栓1栓を設置するまでの間の工事とする。

(3) 給水装置工事の補助の限度額は、1墓地につき30万円とする。

(4) 設計審査手数料及び完成検査手数料は、補助の対象としない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、共同墓地給水装置工事補助金交付申請書（様式第1号）及び代表者選定届（様式第2号）に必要事項を記入の上、現況が確認できる写真等を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、申請箇所を調査の上、適当と認めるときは、申請者に対し、共同墓地給水装置工事補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(工事の施工)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受理したときは、南島原市水道事業指定給水装置工事事業者に依頼し、速やかに給水装置工事を施工しなければならない。

2 申請者は、給水装置工事が完了したときは、共同墓地給水装置工事完了報告書（様式第4号）を直ちに市長に提出するものとする。

3 給水装置工事の施工については、南島原市水道事業給水条例（平成18年南島原市条例第174号）及び南島原市水道事業給水条例施行規程（平成18年南島原市企業管理規程第7号）の規定に基づき実施するものとする。

(工事完成確認)

第7条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、申請者立会いの上工事完成確認を行うものとする。

(請求)

第8条 申請者は、前条に規定する市長による工事完成確認を受けた後、共同墓地給水装置工事補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、共同墓地への給水装置工事の補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南島原市長

様

代表申請者

住 所 南島原市

氏 名

連絡先 TEL ()

共同墓地給水装置工事補助金交付申請書

下記のとおり共同墓地給水装置工事を施工し、補助金の交付を受けたいので申請します。

記

施 工 場 所	南島原市 町 地内 (位置図添付)			
事 業 の 種 類	共同墓地への給水装置の布設工事			
施 工 の 内 容				
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
給水装置工事の概要	工事明細	規 格	数 量	備 考

※給水装置工事見積書を添付すること。

※設計審査手数料及び工事検査手数料は、補助の対象外とする。

※共同墓地の全景及び給水栓の設置予定場所を示した写真を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

代表者選定届

下記の者を代表者として選定し、南島原市長あての共同墓地給水装置工事補助金の交付申請及び受領等一切の権限を委任しましたので選定届を提出します。

記

代表者 住 所 南島原市
氏 名 印

年 月 日

南島原市長 様

住 所	氏 名	印

※代表者は、南島原市に住所を有する者に限る。
※代表者を含み共同墓地を利用する5戸以上の代表者の押印が必要

様式第3号（第5条関係）

共同墓地給水装置工事補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

代表者氏名 様

南島原市長 図

年 月 日付交付申請のあった共同墓地給水装置工事補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 施工場所 南島原市 町 地内

2 事業の種類 共同墓地への給水装置の布設工事

3 工事の内容

工 事 明 細	規 格	数 量	備 考

4 助成の要件

- （1）申請施工場所以外に給水装置工事を実施しないこと。
- （2）工事の内容に示した規格のほかは使用しないこと。

5 その他

- （1）完了報告書には、指定給水工事事業者の請求書の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

共同墓地給水装置工事完了報告書

年 月 日

南島原市長

様

代表者 住所 南島原市

氏名 印

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった共同墓地給水装置工事について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 施工場所 南島原市 町 地内

2 事業の種類 共同墓地への給水装置の布設工事

3 工事の内容

工 事 明 細	規 格	数 量	備 考

4 工事完成確認者氏名

5 施工期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 添付書類 工事写真（施工前・施工後）
指定給水工事事業者の請求書（写）

※工事完成確認者は、工事完成確認に立ち会うこと。

様式第5号（第8条関係）

共同墓地給水装置工事補助金交付請求書

一金

円也

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった共同墓地給水装置
工事補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市共同墓地給水装置工事補助金交付要
綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長

様

住 所 南島原市

氏 名

㊞

金融機関名	銀行・金庫・組合
本支店の別	本・支店、支所
口座の種別	普 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	